|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中之島図書館 | 出勤簿を確認したところ、遅参ありとなっているものが２件あった。この２件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 日付 | 出勤簿表示 | 原因 |
| Ａ | 令和４年３月３日 | 遅参 | 年休入力漏れ |
| 令和４年３月28日 | 遅参 | 年休入力漏れ |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。 | 出勤簿記録において、遅参ありとなっていたものについては年次休暇の手続の上、出勤簿の修正を行った。また、再発防止に向け、直接監督責任者に対し、服務に係る職員からの申請について、必要な対応を行うよう周知徹底を行った。今後は、直接監督責任者が定期的に出勤簿状況の確認を行うことを徹底し、適正な事務処理を行う。 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和令和‐年‐月‐日、事務局：令和４年10月４日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中之島図書館 | １　行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 6.32㎡ | 図書館運営業務に伴う複写機器設置 | （注１）202,290円 | (注１)令和２年７月１日から令和７年６月30日まで |
| 建物 | 100㎡ | 大阪府立病院機構の事務書類保管 | 免除 | (注２)令和４年４月１日から令和５年３月31日まで |
| 土地 | 0.0009㎡ | 津波避難施設表示板設置 | 免除 | (注３)令和３年４月１日から令和６年３月31日まで |

（注１）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「147,960円」のまま放置されていた。また、許可期間が「平成28年４月１日から令和２年６月30日まで」のまま放置されていた。（注２）（注３）公有財産台帳では、許可期間が「令和３年４月１日から令和４年３月31日まで」のまま放置されていた。２　府有財産の賃貸借契約に伴う貸付状況の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 貸付数量 | 使用目的 | 貸付目的 | 年間貸付料 | 貸付期間 |
| 建物 | 148.64㎡ | 営利 | カフェの営業 | （注４）3,300,000円 | 平成28年２月15日から令和７年12月31日まで |

（注４）公有財産台帳では、年間貸付料の改定に伴う登載が行われず「3,240,000円」のまま放置されていた。３　借用財産の年間借用料の改定について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 大阪市北区中之島１丁目2-10 | カフェ建物使用面積148.64㎡ | カフェ施設 | （注５）1,120,480円 | 令和２年４月１日から令和５年３月31日まで |

（注５）公有財産台帳では、年間借用料の改定に伴う登載が行われず「983,400円」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。(貸付状況の確認)第39条　部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【公有財産事務の手引】第２章　公有財産の取得第３節　借用府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |

 | **灰アミカケ・取り消し線：文言削除　青アミカケ：文言追加****緑アミカケ：依頼事項等　黄アミカケ：担当者メモ****灰アミカケ・取り消し線：文言削除　青アミカケ：文言追加****緑アミカケ：依頼事項等　黄アミカケ：担当者メモ**検出事項について、速やかに公有財産台帳の登載を行った。また、複数の職員で公有財産台帳の登載状況について定期的な確認を行うことにより、チェック体制を強化した。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月４日）